

参考資料 1 北神区役所の防災体制自立化に関する修正

令和5年度 神戸市地域防災計画（案） 新旧対照表〔主なもの〕

※頁数は、令和4年度神戸市地域防災計画のもの

修正対象 (編)	頁	R5.6 記載内容	修正案	修正理由	意見 提出元
共通編	85	(5) 現地災害（事故）対策本部 市長は、被災地及び事故現場での応急対応や関係機関との連絡・調整を円滑に進めるため、必要に応じて現地に現地災害（事故）対策本部を設置する（災害対策基本法第23条第5項）。	(5) 現地災害（事故）対策本部 市長は、被災地及び事故現場での応急対応や関係機関との連絡・調整を円滑に進めるため、必要に応じて現地に現地災害（事故）対策本部を設置する（災害対策基本法第23条第5項）。  <u>(6) 北神区役所</u> <u>北神区役所における各本部の設置や運営などについては、各区と同様とする。</u>	防災体制の自立化に伴う追記	北神区役所
共通編	87	(1) 災害対策本部の組織 図 3-4-3 災害対策本部組織図  東灘区災害対策本部、灘区災害対策本部、中央区災害対策本部、兵庫区災害対策本部、北区災害対策本部、長田区災害対策本部、須磨区災害対策本部、垂水区災害対策本部、西区災害対策本部	(1) 災害対策本部の組織 図 3-4-3 災害対策本部組織図  <u>区災害対策本部</u> 東灘区災害対策本部、灘区災害対策本部、中央区災害対策本部、兵庫区災害対策本部、北区災害対策本部、 <u>北神災害対策本部</u> 、長田区災害対策本部、須磨区災害対策本部、垂水区災害対策本部、西区災害対策本部	防災体制の自立化に伴う追記	北神区役所

参考資料 2 災害時ペット同行避難に関する修正

令和5年度 神戸市地域防災計画（案） 新旧対照表〔主なもの〕

※頁数は、令和4年度神戸市地域防災計画のもの

修正対象 (編)	頁	R5.6 記載内容	修正案	修正理由	意見 提出元
地震・津波 対策編	83-84	(2) 運営等の留意点 (中略) ケ 避難所での、ペット同行避難の対応についても避難検討する。	(2) 運営等の留意点 (中略) ケ 「災害時のペットとの避難ガイドライン」(令和5年8月策定)に基づき、避難所でのペット同行避難に対応する。	新たにペット同行避難のルールを策定。	危機管理室
風水害 対策編	80-81	(2) 運営等の留意点 (中略) ケ 避難所での、ペット同行避難の対応についても避難検討する。	(2) 運営等の留意点 (中略) ケ 「災害時のペットとの避難ガイドライン」(令和5年8月策定)に基づき、避難所でのペット同行避難に対応する。	新たにペット同行避難のルールを策定。	危機管理室

参考資料 3-1 災害ボランティアセンターの設置候補地の選定に関する修正

令和5年度 神戸市地域防災計画（案） 新旧対照表〔主なもの〕

※頁数は、令和4年度神戸市地域防災計画のもの

修正対象 (編)	頁	R5.6 記載内容	修正案	修正理由	意見 提出元																																																																																																
地震・津波対策編	148	(3)「区災害ボランティアセンター」の設置 (中略)	(3)「区災害ボランティアセンター」の設置 (中略) <u>(4)「神戸市災害ボランティア情報センター」・「区災害ボランティアセンター」候補地の指定</u> <u>神戸市災害ボランティア情報センター及び区災害ボランティアセンターは、公園や公共施設等を候補地と指定する。(防災DB 地応急 資料9-4-2)</u> <u>災害発生後、被災状況や候補地の活用状況を把握し、適正な場所に設置するものとする。</u>	災害ボランティアセンターの候補地を明確化するため	福祉局																																																																																																
風水害対策編	136	(3)「区災害ボランティアセンター」の設置 (中略)	(3)「区災害ボランティアセンター」の設置 (中略) <u>(4)「神戸市災害ボランティア情報センター」・「区災害ボランティアセンター」候補地の指定</u> <u>神戸市災害ボランティア情報センター及び区災害ボランティアセンターは、公園や公共施設等を候補地と指定する。(防災DB 地応急 資料9-4-2)</u> <u>災害発生後、被災状況や候補地の活用状況を把握し、適正な場所に設置するものとする。</u>	災害ボランティアセンターの候補地を明確化するため	福祉局																																																																																																
防災データベース	266 - 274	資料 9-4-2 防災拠点施設一覧 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><th colspan="11">神戸市</th></tr> <tr><th colspan="11">神戸市地域防災計画(※2)</th></tr> <tr><th colspan="4">広域防災拠点</th><th colspan="2">経済観光局 備蓄拠点</th><th>消防局</th><th>自衛隊</th><th colspan="3">危機管理室</th></tr> <tr><th colspan="3">陸・海・空</th><th rowspan="2">活動拠点</th><th rowspan="2">地域備蓄拠点</th><th rowspan="2">総合備蓄拠点</th><th rowspan="2">離着陸場(臨時含む)</th><th rowspan="2">ヘリ活動拠点</th><th rowspan="2">緊急避難場所(屋外)</th><th rowspan="2">緊急避難場所(屋内)</th><th rowspan="2">避難所</th></tr> <tr><th>広域緊急輸送拠点</th><th>集積・配送拠点</th><th>臨時倉庫</th></tr> </table>	神戸市											神戸市地域防災計画(※2)											広域防災拠点				経済観光局 備蓄拠点		消防局	自衛隊	危機管理室			陸・海・空			活動拠点	地域備蓄拠点	総合備蓄拠点	離着陸場(臨時含む)	ヘリ活動拠点	緊急避難場所(屋外)	緊急避難場所(屋内)	避難所	広域緊急輸送拠点	集積・配送拠点	臨時倉庫	資料 9-4-2 防災拠点施設一覧 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><th colspan="11">神戸市</th></tr> <tr><th colspan="11">神戸市地域防災計画(※2)</th></tr> <tr><th colspan="4">広域防災拠点</th><th colspan="2">経済観光局 備蓄拠点</th><th>消防局</th><th>自衛隊</th><th colspan="3">危機管理室</th><th>福祉局</th></tr> <tr><th colspan="3">陸・海・空</th><th rowspan="2">活動拠点</th><th rowspan="2">地域備蓄拠点</th><th rowspan="2">総合備蓄拠点</th><th rowspan="2">離着陸場(臨時含む)</th><th rowspan="2">ヘリ活動拠点</th><th rowspan="2">緊急避難場所(屋外)</th><th rowspan="2">緊急避難場所(屋内)</th><th rowspan="2">避難所</th><th rowspan="2">災害ボランティアセンター</th></tr> <tr><th>広域緊急輸送拠点</th><th>集積・配送拠点</th><th>臨時倉庫</th></tr> </table>	神戸市											神戸市地域防災計画(※2)											広域防災拠点				経済観光局 備蓄拠点		消防局	自衛隊	危機管理室			福祉局	陸・海・空			活動拠点	地域備蓄拠点	総合備蓄拠点	離着陸場(臨時含む)	ヘリ活動拠点	緊急避難場所(屋外)	緊急避難場所(屋内)	避難所	災害ボランティアセンター	広域緊急輸送拠点	集積・配送拠点	臨時倉庫	災害ボランティアセンターの候補地を明確化するため、列を追加	福祉局
神戸市																																																																																																					
神戸市地域防災計画(※2)																																																																																																					
広域防災拠点				経済観光局 備蓄拠点		消防局	自衛隊	危機管理室																																																																																													
陸・海・空			活動拠点	地域備蓄拠点	総合備蓄拠点	離着陸場(臨時含む)	ヘリ活動拠点	緊急避難場所(屋外)	緊急避難場所(屋内)	避難所																																																																																											
広域緊急輸送拠点	集積・配送拠点	臨時倉庫																																																																																																			
神戸市																																																																																																					
神戸市地域防災計画(※2)																																																																																																					
広域防災拠点				経済観光局 備蓄拠点		消防局	自衛隊	危機管理室			福祉局																																																																																										
陸・海・空			活動拠点	地域備蓄拠点	総合備蓄拠点	離着陸場(臨時含む)	ヘリ活動拠点	緊急避難場所(屋外)	緊急避難場所(屋内)	避難所	災害ボランティアセンター																																																																																										
広域緊急輸送拠点	集積・配送拠点	臨時倉庫																																																																																																			
防災データベース	266 - 274	資料 9-4-2 防災拠点施設一覧	資料 9-4-2 防災拠点施設一覧 追加した列「災害ボランティアセンター」について、以下の施設に○を入力 (東灘区) <u>本庄中央公園、住吉公園、東灘区役所、福井池公園</u> (灘区) <u>六甲道南公園、灘区役所、都賀川公園、護国神社前公園、大月台公園、新在家公園、鶴甲会館、鶴甲公園</u> (中央区) <u>こうべ市民福祉交流センター、東遊園地、磯上公園、大倉山公園、中央区役所、中公園、宮本公園、神若公園、雲中公園、生田川公園</u> (兵庫区) <u>湊川公園、荒田公園、菊水公園、兵庫区役所</u> (北区) <u>鈴蘭公園、北区役所、北神区役所</u> (長田区) <u>西代蓮池公園、水筈通公園、若松公園、長田区役所</u>	災害ボランティアセンターの候補地を明確化するため	福祉局																																																																																																

修正対象 (編)	頁	R5.6 記載内容	修正案	修正理由	意見 提出元
			<p>(須磨区)  <u>千歳公園、須磨海浜公園、須磨浦公園、下中島公園、妙法寺川左岸公園、須磨区役所、殿津谷公園、鷹取公園</u>            (垂水区)  <u>垂水区役所、垂水水産会館、本多聞公園</u>            (西区)  <u>西区役所、西神中央公園</u></p>		

参考資料 3-2 安否不明者等の氏名等の公表に関する修正

令和5年度 神戸市地域防災計画（案） 新旧対照表〔主なもの〕

※頁数は、令和4年度神戸市地域防災計画のもの

修正対象 (編)	頁	R5.6 記載内容	修正案	修正理由	意見 提出元																
地震・津波対策編	150	<p><b>第14章 行方不明者捜索・遺体埋火葬計画</b></p> <p>本章では、地震災害によって行方不明となった者の捜索、及び死亡者の処置、埋火葬を実施するための計画を定める。</p>	<p><b>第14章 <u>安否不明者等の氏名公表</u>・行方不明者捜索・遺体埋火葬計画</b></p> <p>本章では、地震災害によって<u>安否不明等となった者の氏名等の公表</u>や行方不明となった者の捜索、及び死亡者の処置、埋火葬を実施するための計画を定める。</p>	防災基本計画及び兵庫県地域防災計画の改定に伴う修正	危機管理室																
地震・津波対策編	150	<p><b>14-1 行方不明者の捜索及び遺体の処置</b></p> <p><b>14-2 遺体の埋火葬</b></p>	<p><b>14-1 <u>安否不明者等の氏名等の公表</u></b></p> <p><b>14-2 行方不明者の捜索及び遺体の処置</b></p> <p><b>14-3 遺体の埋火葬</b></p>	防災基本計画及び兵庫県地域防災計画の改定に伴う修正	危機管理室																
地震・津波対策編	150	<table border="1"> <tr> <th>実施担当部</th> <th>担当業務</th> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>行方不明者の捜索に関すること</li> <li>遺体の収容、安置、処置に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(中略)</td> </tr> </table>	実施担当部	担当業務	区本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>行方不明者の捜索に関すること</li> <li>遺体の収容、安置、処置に関すること</li> </ul>	(中略)		<table border="1"> <tr> <th>実施担当部</th> <th>担当業務</th> </tr> <tr> <td><u>危機管理部</u></td> <td><u>・安否不明者等の氏名等の公表に関すること</u></td> </tr> <tr> <td><u>地域協働部</u></td> <td><u>・安否不明者等の氏名等の公表に係る住民基本台帳の情報提供に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>行方不明者の捜索に関すること</li> <li>遺体の収容、安置、処置に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(中略)</td> </tr> </table>	実施担当部	担当業務	<u>危機管理部</u>	<u>・安否不明者等の氏名等の公表に関すること</u>	<u>地域協働部</u>	<u>・安否不明者等の氏名等の公表に係る住民基本台帳の情報提供に関すること</u>	区本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>行方不明者の捜索に関すること</li> <li>遺体の収容、安置、処置に関すること</li> </ul>	(中略)		防災基本計画及び兵庫県地域防災計画の改定に伴う修正	危機管理室
実施担当部	担当業務																				
区本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>行方不明者の捜索に関すること</li> <li>遺体の収容、安置、処置に関すること</li> </ul>																				
(中略)																					
実施担当部	担当業務																				
<u>危機管理部</u>	<u>・安否不明者等の氏名等の公表に関すること</u>																				
<u>地域協働部</u>	<u>・安否不明者等の氏名等の公表に係る住民基本台帳の情報提供に関すること</u>																				
区本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>行方不明者の捜索に関すること</li> <li>遺体の収容、安置、処置に関すること</li> </ul>																				
(中略)																					
地震・津波対策編	151	<p><b>14-1 行方不明者の捜索及び遺体の処置</b></p> <p>(中略)</p>	<p><b>14-1 <u>安否不明者等の氏名等の公表</u></b></p> <p><u>県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、安否不明者等の氏名等を原則公表する（ただし、住民基本台帳の閲覧制限がある場合は、個人が特定できる内容については非公表）。</u></p> <p><u>市は、県が定めた「災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針」（防災DB 地応急資料 14-1-1）に基づき、安否不明者等の情報収集や住民基本台帳の情報確認、関係者との調整、名簿の作成、県への報告、安否不明者等の氏名等の公表等を行う。</u></p> <p><b>14-2 行方不明者の捜索及び遺体の処置</b></p> <p>(中略) (以下、番号ずれる)</p>	防災基本計画及び兵庫県地域防災計画の改定に伴う修正	危機管理室																
風水害対策編	137	<p><b>第12章 行方不明者捜索・遺体埋火葬計画</b></p> <p>本章では、災害によって行方不明となった者の捜索、及び死亡者の処置、埋火葬を実施するための計画を定める。</p>	<p><b>第12章 <u>安否不明者等の氏名公表</u>・行方不明者捜索・遺体埋火葬計画</b></p> <p>本章では、災害によって<u>安否不明等となった者の氏名等の公表</u>や行方不明となった者の捜索、及び死亡者の処置、埋火葬を実施するための計画を定める。</p>	防災基本計画及び兵庫県地域防災計画の改定に伴う修正	危機管理室																

修正対象 (編)	頁	R5.6 記載内容	修正案	修正理由	意見 提出元																
風水害対策編	137	<p>12-1 行方不明者の捜索及び遺体の処置</p> <p>12-2 遺体の埋火葬</p>	<p>12-1 安否不明者等の氏名等の公表</p> <p>12-2 行方不明者の捜索及び遺体の処置</p> <p>12-3 遺体の埋火葬</p>	防災基本計画及び兵庫県地域防災計画の改定に伴う修正	危機管理室																
風水害対策編	137	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施担当部</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>行方不明者の捜索に関する事</li> <li>遺体の収容、安置、処置に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(中略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施担当部	担当業務	区本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>行方不明者の捜索に関する事</li> <li>遺体の収容、安置、処置に関する事</li> </ul>	(中略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施担当部</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理部</td> <td>・安否不明者等の氏名等の公表に関する事</td> </tr> <tr> <td>地域協働部</td> <td>・安否不明者等の氏名等の公表に係る住民基本台帳の情報提供に関する事</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>行方不明者の捜索に関する事</li> <li>遺体の収容、安置、処置に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(中略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施担当部	担当業務	危機管理部	・安否不明者等の氏名等の公表に関する事	地域協働部	・安否不明者等の氏名等の公表に係る住民基本台帳の情報提供に関する事	区本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>行方不明者の捜索に関する事</li> <li>遺体の収容、安置、処置に関する事</li> </ul>	(中略)		防災基本計画及び兵庫県地域防災計画の改定に伴う修正	危機管理室
実施担当部	担当業務																				
区本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>行方不明者の捜索に関する事</li> <li>遺体の収容、安置、処置に関する事</li> </ul>																				
(中略)																					
実施担当部	担当業務																				
危機管理部	・安否不明者等の氏名等の公表に関する事																				
地域協働部	・安否不明者等の氏名等の公表に係る住民基本台帳の情報提供に関する事																				
区本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>行方不明者の捜索に関する事</li> <li>遺体の収容、安置、処置に関する事</li> </ul>																				
(中略)																					
風水害対策編	138	<p>12-1 行方不明者の捜索及び遺体の処置</p> <p>(中略)</p>	<p>12-1 安否不明者等の氏名等の公表</p> <p>県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、安否不明者等の氏名等を原則公表する（ただし、住民基本台帳の閲覧制限がある場合は、個人が特定できる内容については非公表）。</p> <p>市は、県が定めた「災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針」（防災DB 地応急資料 14-1-1）に基づき、安否不明者等の情報収集や住民基本台帳の情報確認、関係者との調整、名簿の作成、県への報告、安否不明者等の氏名等の公表等を行う。</p> <p>12-2 行方不明者の捜索及び遺体の処置</p> <p>(中略) (以下、番号ずれる)</p>	防災基本計画及び兵庫県地域防災計画の改定に伴う修正	危機管理室																

参考資料 3-3 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理の位置付けに関する修正

令和5年度 神戸市地域防災計画（案） 新旧対照表〔主なもの〕

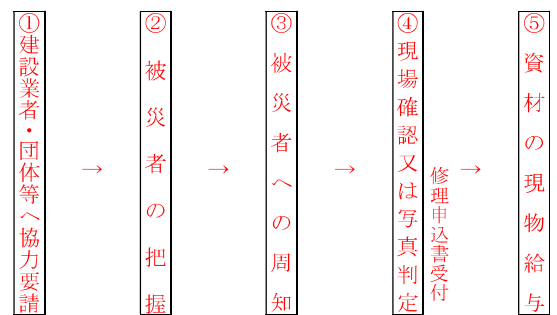
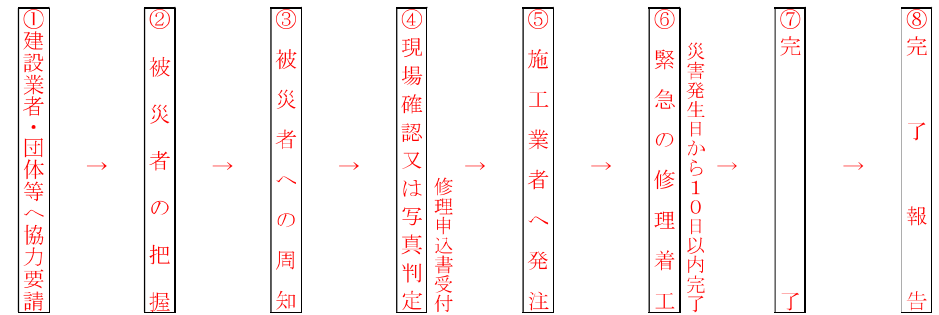
※頁数は、令和4年度神戸市地域防災計画のもの

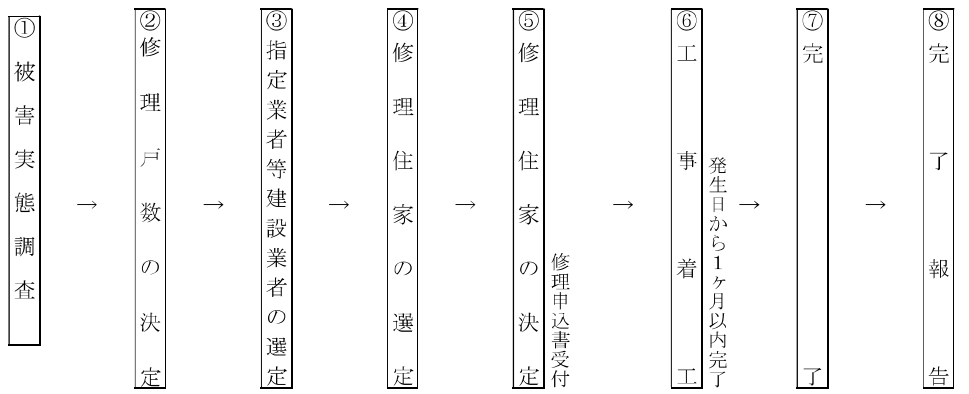
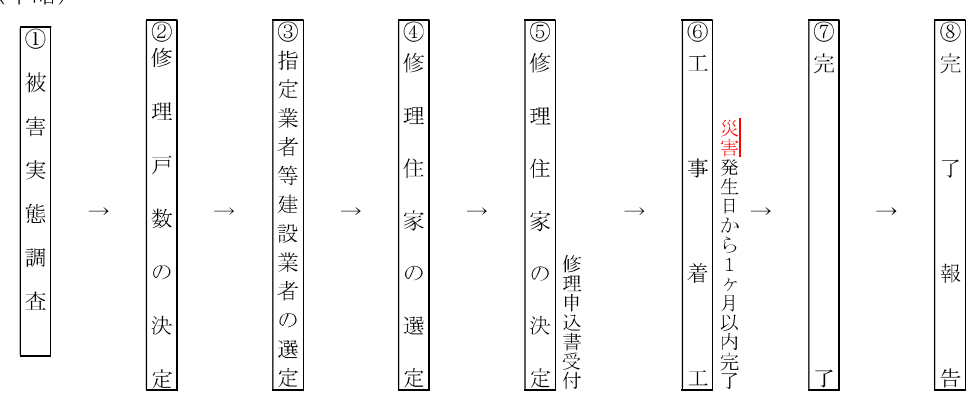
修正対象 (編)	頁	R5.6 記載内容	修正案	修正理由	意見 提出元
地震・津波対策編	185	17-3 被災住宅の応急修理	<p><b>17-3 被災住宅の応急修理</b></p> <p><b>1. 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</b></p> <p><b>(1) 趣旨</b>  <u>住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、緊急の修理という。）は、住家が半壊、半焼またはこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行うものである。</u></p> <p><b>(2) 対象者</b>  <u>① 災害のため住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊相当）の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u></p> <p><b>(3) 実施機関</b>  <u>緊急の修理は、市長が実施する。</u></p> <p><b>(4) 緊急の修理の方法</b></p> <p><b>① 実施方法</b>  <u>屋根等に被害を受けた住居へのブルーシートの展張等の緊急措置に限る。</u>  <u>・屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張</u>  <u>・損傷を受けた住宅の外壁や窓ガラスへのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の侵入の防御</u></p> <p><b>② 期間</b>  <u>災害発生の日から10日以内に完了</u></p> <p><b>③ 経費</b>  <u>1世帯あたり50,000円以内</u>  <u>・ブルーシート、ロープ、土嚢等緊急措置に必要な資材費</u>  <u>・建設業者、団体等の施工費</u></p>	<p>・令和5年6月16日内閣府告示第91号の交付の反映</p> <p>・兵庫県「災害救助の手引き」（令和5年9月）の反映</p>	建築住宅局

修正対象 (編)	頁	R5.6 記載内容	修正案	修正理由	意見 提出元
地震・津波対策編	185		<p>図 17-3-1 緊急の修理のフロー（資材のみ給与する場合）（災害救助法適用）</p> <p>図 17-3-2 緊急の修理のフロー（建設団体・企業等が実施する場合）（災害救助法適用）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和 5 年 6 月 16 日内閣府告示第 91 号の交付の反映</li> <li>兵庫県「災害救助の手引き」（令和 5 年 9 月）の反映</li> </ul>	建築住宅局
地震・津波対策編	185	<p><b>1. 趣旨</b> (中略)</p> <p>図 17-3-1 応急修理のフロー(災害救助法適用)</p>	<p><b>2. 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</b></p> <p>(1) 趣旨 (中略)</p> <p>図 17-3-3 応急修理のフロー(災害救助法適用)</p>	体裁の修正	建築住宅局
地震・津波対策編	185	<p><b>2. 対象者</b></p> <p>① 災害で住家が半焼または半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者</p> <p>② 自らの資力では応急処理ができない者（詳細は知事が決定する）</p> <p><b>3. 実施機関</b> 被災住宅の応急修理は、市長が実施する。</p> <p><b>4. 対象戸数</b></p> <p>① 応急修理の対象戸数は、原則として半焼及び半壊戸数の 3 割以内とする。</p> <p>② 被害の程度その他の実情から、県内被災市町ごとに画一的に 3 割以内に抑えることが不合理と判断される場合、県内における災害救助法適用市町全体の半焼及び半壊世帯数の 3 割の範囲内で、市町村相互間において修理戸数の融通ができる。</p> <p>③ 対象修理戸数は、市長が決定する。</p>	<p><b>(2) 対象者</b></p> <p>① 災害で住家が半焼または半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者</p> <p>② 自らの資力では応急処理ができない者（詳細は知事が決定する）</p> <p><b>(3) 実施機関</b> 被災住宅の応急修理は、市長が実施する。</p> <p><b>(削除)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県「災害救助の手引き」（令和 5 年 9 月）の反映</li> </ul>	建築住宅局
波地震・津波対策編	186	<p><b>5. 修理戸数の引上げ</b> 被害の程度、深刻さ、住民の経済的能力、住宅事情等により、修理戸数を引き上げる必要があると認められた時は、下記の書類を作成し、知事に申請する。</p>	<b>(削除)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県「災害救助の手引き」（令和 5 年 9 月）の反映</li> </ul>	建築住宅局



修正対象 (編)	頁	R5.6 記載内容	修正案	修正理由	意見 提出元
		<p>① <u>特別基準の設定申請書</u></p> <p>② <u>被災世帯状況調</u></p> <p>③ <u>半焼及び半壊世帯に対する住宅復旧計画</u></p> <p>④ <u>住宅の応急修理予定者名簿</u></p> <p>⑤ <u>その他必要な事項</u></p> <p><b>6. 応急修理の方法</b></p> <p><b>(1) 実施方法</b> 被災した住宅の応急修理は、建築業者に請け負わせて、現物をもって行うものとし、屋根、居室、炊事場、便所等日常生活上不可欠な部分について行う。</p> <p><b>(2) 期間</b> 地震発生の日から<u>1ヶ月以内</u>に完了する。</p> <p><b>(3) 経費</b> <u>修理のために支出できる費用の限度額は、1世帯当たり 567,000 円以内(原材料費、労務費、輸送費、工事事務費等一切の経費含む)とする。</u></p> <p><b>7. 経費の負担</b> <u>災害救助法が適用され救助に要する費用が 100 万円以上となる場合、その額の神戸市の普通</u> <u>税収入見込額の割合に応じ、次の区分により国が負担する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>普通税収入見込額の 2/100 以下の部分：50/100</u></li> <li>・ <u>普通税収入見込額の 2/100 をこえ 4/100 以下の部分：80/100</u></li> <li>・ <u>普通税収入見込額の 4/100 をこえる部分：90/100</u></li> </ul>	<p><b>(4) 応急修理の方法</b></p> <p><b>① 実施方法</b> 被災した住宅の応急修理は、建築業者に請け負わせて、現物をもって行うものとし、屋根、居室、炊事場、便所等日常生活上不可欠な部分について行う。</p> <p><b>② 期間</b> 地震発生の日から<u>3ヶ月以内(災害対策基本法に基づく国の災害対策本部*が設置された場合は6ヶ月以内)</u>に完了する。 <u>※災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部</u></p> <p><b>③ 経費</b> イ <u>半壊または半焼の世帯 706,000 円</u> ロ <u>半壊または半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯</u> <u>(一部損壊 10%以上 20%未満) 343,000 円</u> <u>(削除)</u></p>	月)の反映	
風水害対策編	165	<b>15-3 被災住宅の応急修理</b>	<p><b>15-3 被災住宅の応急修理</b></p> <p><b>1. 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</b></p> <p><b>(1) 趣旨</b> <u>住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理(以下、緊急の修理という。)は、住家が半壊、半焼またはこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ)等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行うものである。</u></p> <p><b>(2) 対象者</b></p> <p>① <u>災害のため住家が半壊、半焼(大規模半壊から半壊までの住家)又はこれに準ずる程度(準半壊相当)の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれ</u></p>	<p>・ 令和 5 年 6 月 16 日内閣府告示第 91 号の交付の反映</p> <p>・ 兵庫県「災害救助の手引き」(令和 5 年 9 月)の反映</p>	建築住宅局

修正対象 (編)	頁	R5.6 記載内容	修正案	修正理由	意見 提出元
			<p>がある者</p> <p><u>(3) 実施機関</u> 緊急の修理は、市長が実施する。</p> <p><u>(4) 緊急の修理の方法</u></p> <p>① 実施方法 屋根等に被害を受けた住居へのブルーシートの展張等の緊急措置に限る。 ・屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張 ・損傷を受けた住宅の外壁や窓ガラスへのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の侵入の防御</p> <p>② 期間 災害発生日から10日以内に完了</p> <p>③ 経費 1世帯あたり50,000円以内 ・ブルーシート、ロープ、土嚢等緊急措置に必要な資材費 ・建設業者、団体等の施工費</p>		
風水害対策編	165		 <p>①建設業者・団体等へ協力要請 → ②被災者の把握 → ③被災者への周知 → ④現場確認又は写真判定 修理申込書受付 → ⑤資材の現物給与</p> <p>図 15-3-1 緊急の修理のフロー（資材のみ給与する場合）（災害救助法適用）</p>  <p>①建設業者・団体等へ協力要請 → ②被災者の把握 → ③被災者への周知 → ④現場確認又は写真判定 修理申込書受付 → ⑤施工業者へ発注 → ⑥緊急の修理着工 災害発生日から10日以内完了 → ⑦完了 → ⑧完了報告</p> <p>図 15-3-2 緊急の修理のフロー（建設団体・企業等が実施する場合）（災害救助法適用）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年6月16日内閣府告示第91号の交付の反映</li> <li>・兵庫県「災害救助の手引き」（令和5年9月）の反映</li> </ul>	建築住宅局

修正対象 (編)	頁	R5.6 記載内容	修正案	修正理由	意見 提出元
風水害対策編	165	<p><b>1. 趣旨</b> (中略)</p>  <p>図 15-3-1 応急修理のフロー(災害救助法適用)</p>	<p><b>2. 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</b> <b>(1) 趣旨</b> (中略)</p>  <p>図 15-3-3 応急修理のフロー(災害救助法適用)</p>	体裁の修正	建築住宅局
風水害対策編	165	<p><b>2. 対象者</b></p> <p>① 災害で住家が半焼または半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者 ② 自らの資力では応急処理ができない者 (詳細は知事が決定する)</p> <p><b>3. 実施機関</b> 被災住宅の応急修理は、市長が実施する。</p> <p><b>4. 対象戸数</b></p> <p>① <u>応急修理の対象戸数は、原則として半焼及び半壊戸数の3割以内とする。</u> ② <u>被害の程度その他の実情から、県内被災市町ごとに画一的に3割以内に抑えることが不合理と判断される場合、県内における災害救助法適用市町全体の半焼及び半壊世帯数の3割の範囲内で、市町村相互間において修理戸数の融通ができる。</u> ③ <u>対象修理戸数は、市長が決定する。</u></p>	<p><b>(2) 対象者</b></p> <p>① 災害で住家が半焼または半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者 ② 自らの資力では応急処理ができない者 (詳細は知事が決定する)</p> <p><b>(3) 実施機関</b> 被災住宅の応急修理は、市長が実施する。</p> <p><b>(削除)</b></p>	・兵庫県「災害救助の手引き」(令和5年9月)の反映	建築住宅局
風水害対策編	165 - 166	<p><b>5. 修理戸数の引上げ</b> <u>被害の程度、深刻さ、住民の経済的能力、住宅事情等により、修理戸数を引き上げる必要があると認められた時は、下記の書類を作成し、知事に申請する。</u></p> <p>① <u>特別基準の設定申請書</u> ② <u>被災世帯状況調</u> ③ <u>半焼及び半壊世帯に対する住宅復旧計画</u> ④ <u>住宅の応急修理予定者名簿</u> ⑤ <u>その他必要な事項</u></p> <p><b>6. 応急修理の方法</b></p> <p><b>(1) 実施方法</b> 被災した住宅の応急修理は、建築業者に請け負わせて、現物をもって行うものとし、屋根、居室、炊事場、便所等日常生活上不可欠な部分について行う。</p> <p><b>(2) 期間</b> 災害発生の日から<u>1ヶ月以内</u>に完了する。</p>	<p><b>(削除)</b></p> <p><b>(4) 応急修理の方法</b></p> <p><b>(1) 実施方法</b> 被災した住宅の応急修理は、建築業者に請け負わせて、現物をもって行うものとし、屋根、居室、炊事場、便所等日常生活上不可欠な部分について行う。</p> <p><b>(2) 期間</b> 災害発生の日から<u>3ヶ月以内(災害対策基本法に基づく国の災害対策本部*が設置された場合は6ヶ月以内)</u>に完了する。 <u>*災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部</u></p>	・兵庫県「災害救助の手引き」(令和5年9月)の反映 ・誤記修正	建築住宅局

修正対象 (編)	頁	R5.6 記載内容	修正案	修正理由	意見 提出元
		<p><u>③ 経費</u> 修理のために支出できる費用の限度額は、1世帯当たり 567,000 円以内(原材料費、労務費、輸送費、工事事務費等一切の経費含む)とする。</p> <p><u>7. 経費の負担</u> 災害救助法が適用され救助に要する費用が 100 万円以上となる場合、その額の神戸市の普通 税収入見込額の割合に応じ、次の区分により国が負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通税収入見込額の 2/100 以下の部分：50/100</li> <li>・普通税収入見込額の 2/100 をこえ 4/100 以下の部分：80/100</li> <li>・普通税収入見込額の 4/100 をこえる部分：90/100</li> </ul>	<p><u>③ 経費</u></p> <p><u>イ 半壊または半焼の世帯 706,000 円</u></p> <p><u>ロ 半壊または半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 (一部損壊 10%以上 20%未満) 343,000 円</u></p> <p><u>(削除)</u></p>		

地区防災計画の神戸市地域防災計画への規定（報告）

1 災害対策基本法第 42 条第 3 項に基づく神戸市地区防災計画制度の概要

- ・地域防災計画には、居住者等が市内の一定の地区で共同して行う防災活動に関する計画を「地区防災計画」として定めることができます。
- ・防災会議会長は、市内の自主防災組織である防災福祉コミュニティから地区防災計画の対象となる計画等の提出があったときは、神戸市防災会議運営要綱第 3 条第 1 項第 4 号に基づく専決処分により地域防災計画へ規定します（神戸市地区防災計画制度の運用に関する要綱第 3 条第 1 項）。
- ・会長は、前項に基づく規定があったとき及び地区防災計画の修正があったときは、次の神戸市防災会議で報告を行います（同要綱第 3 条第 2 項、第 7 条）。

2 地区防災計画の神戸市地域防災計画への規定状況の報告

前回の防災会議（令和 5 年 3 月）以降、10 地区において地域防災計画に規定

区	計画名	作成主体	規定日
北区	ひよどり台地区防災計画	ひよどり台防災福祉コミュニティ	令和 5 年 3 月
	藍那校下地区防災計画	藍那校下防災福祉コミュニティ	令和 5 年 3 月
	大池福祉自主防災地区計画	大池福祉自主防災	令和 5 年 4 月
	広陵町・小倉台地区防災計画	広陵町・小倉台ふれあいのまちづくり協議会	令和 5 年 6 月
	箕谷地区防災計画	箕谷ふれあいのまちづくり協議会	令和 5 年 7 月
	筑紫が丘地区防災計画	筑紫が丘防災福祉コミュニティ協議会	令和 5 年 12 月
	有馬町地区防災計画	有馬町防災福祉コミュニティ	令和 6 年 1 月
須磨区	多井畑地区防災計画	多井畑防災福祉コミュニティ	令和 5 年 7 月
	大黒地区防災計画	大黒地区防災福祉コミュニティ	令和 5 年 7 月
	北須磨地区防災計画	北須磨小学校区防災福祉コミュニティ	令和 5 年 7 月

3 地区防災計画の修正の報告

下表のとおり、4 地区において地区防災計画を修正

区	計画名	作成主体	修正日
東灘区	東灘小学校区地区防災計画	東灘小学校区防災福祉コミュニティ	令和 5 年 7 月
	福池小学校区地区防災計画	福池小学校区防災福祉コミュニティ	令和 5 年 7 月
	本庄小学校区地区防災計画	本庄小学校区防災福祉コミュニティ	令和 5 年 7 月
	本山第三小学校区地区防災計画	本山第三小学校区防災福祉コミュニティ	令和 6 年 1 月